

# トライアングル

2007.11

特集

## 「改正フロン回収・破壊法」施行(行程管理制度の導入)

### 「改正フロン回収・破壊法」施行 (行程管理制度の導入)

会員の皆さんも既に「承知のことと思いますが、ビル空調、食品のショーケースや業務用の冷凍・冷蔵庫、冷凍倉庫などの業務用冷凍空調機器から、オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類を適切に回収・破壊するための法律である「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」の一部を改正する法律が、平成19年10月1日に施行されました。

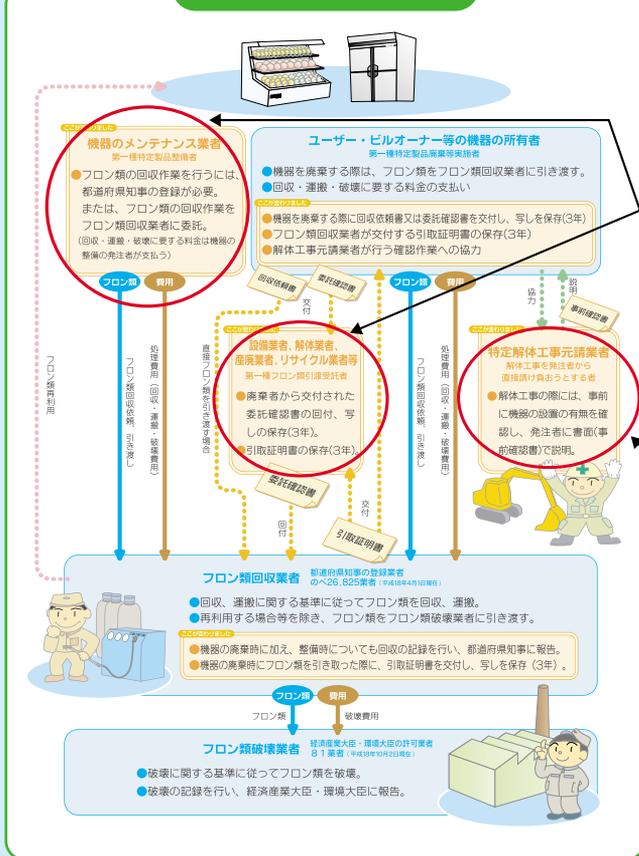
今回の改正は、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収において、現在回収率が3割程度と低い水準にとどまっております。京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定)においてもその回収率の向上のため、制度面の抜本的な見直しが必要とされたことから、機器廃棄時の回収行程を管理する制度の導入、機器整備時の回収義務の明確化等の措置を講ずるものです。

主な改正内容については、

- (1) 行程管理制度(フロン類の引渡しの特許等を書面で管理する制度)の導入
- (2) 整備時のフロン類の回収義務の明確化
- (3) 解体される建築物における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明
- (4) フロン類の回収が必要な場合の拡大
- (5) 都道府県知事に廃棄者等に対する指導等の権限を付与

今回、新たに導入された「行程管理制度」を中心に特集します。

### 改正フロン回収・破壊法の仕組み



- (1) 行程管理制度の導入(法第19条の3、法第20条の2)  
フロン類の引渡しの委託等を書面で管理する制度が導入されました。機器の所有者等は、業務用冷凍空調機器の廃棄等を行うおうとする場合、回収依頼書又は委託確認書を交付。受託書は回収業者へ委託確認を交付。フロン類回収業者はフロン回収後に機器の廃棄者へ引取証明書を交付。機器の廃棄者は問題があった場合に都道府県知事へ報告。フロン類の引渡しを受託した者が他の者に再委託をする場合、廃棄等実施者から再委託を承認する書面の交付を受けなければなりません(法第19条の3第4項)
- (2) 機器を整備する際の対策の強化(法第18条の2、法第22条)  
機器の整備を行う際も、フロン類の回収作業を行うには都道府県への登録が必要となりました。回収業者は、廃棄時と同様に回収基準に従ってフロン類を回収しなければなりません。
- (3) 解体工事の際の機器の有無の確認及び説明(法第19条の2)  
建物解体工事を発注者から直接請負う業者は、その建物にフロン類を含む業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果を発注者に書面で説明することとなりました。また、発注者は、その確認作業に協力しなければなりません。
- (4) フロン類の回収が必要な場合の拡大(法第2条第5項、第19条)  
部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者に機器を譲渡する場合についても、フロン類回収業者によるフロン類の回収が必要となりました。
- (5) 第一種フロン類回収業者の記録等の対策強化(法第22条)  
整備時についても、回収量の記録・都道府県知事への報告が義務付けられました。回収業者は、機器等廃棄者、引渡受託者、機器の整備発注者、整備者から、回収量等の記録の閲覧を求められた場合、正当な理由が無い場合は拒否できなくなりました。
- (4) 担保措置の強化等(法第23条、第24条、第43条、第44条、第45条)  
都道府県知事に、廃棄等実施者などに対する指導、助言、勧告、命令等の権限が付与されました。

# 行程管理制度とは

今回の改正において、会員の皆さんに最も影響のあるものの一つが行程管理制度の導入だと思えます。

この行程管理制度は、業務用冷凍空調機器等からフロン類を回収するにあたり、機器の廃棄からフロン類の回収終了までを画面で管理することにより、見えないフロンを見える形で管理しようというものです。

具体的には、フロン類回収に携わる方々に、それぞれ次のような義務が課されています。

## 行程管理制度における義務

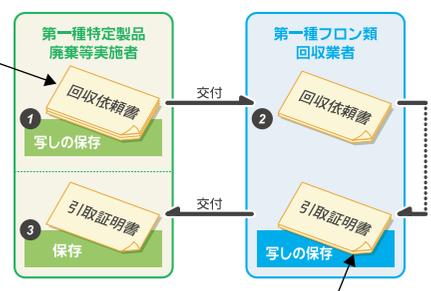
- ・廃棄等実施者（ユーザー等）
  - ・機器廃棄時等に、「回収依頼書」又は「委託確認書」を回収業者又は委託業者に交付
- ・関係書類の保管（3年間）
- ・回収業者から引取証明書が30日（解体工事の場合は90日）以内に交付されない場合の県への報告
- ・受託者が再委託する場合の、「再委託承諾書」の交付
- ・引渡受託者（委託先等）
  - ・廃棄等実施者より交付された「委託確認書」を回収業者に回付
- ・関係書類の保管（3年間）
- ・フロン類回収業者
  - ・引取証明書の交付
- ・関係書類の保管（3年間）

## 行程管理制度の流れ

行程管理制度の流れとしては、次の3つのパターンがあります

### 回収業者へ直接フロン類を引き渡す場合

この場合、廃棄等実施者は、回収業者に必要事項を記載した「回収依頼書」を交付します。  
 交付を受けた回収業者は、フロン類を回収した後、「回収依頼書」の記載内容に加え、回収したフロン類の量等の必要事項を追記した「引取証明書」を廃棄等実施者に交付します。

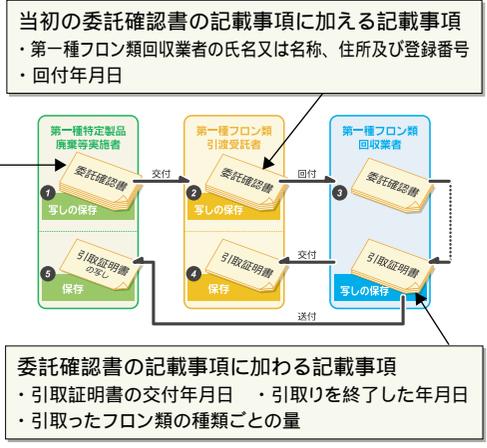


回収依頼書の記載事項に加わる記載事項  
 ・引取証明書の交付年月日 ・引取りを終了した年月日  
 ・引取ったフロン類の種類ごとの量

記載事項  
 ・廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所  
 ・フロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数  
 ・引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号  
 ・回収依頼書の交付年月日  
 ・フロン類が充填されている第一種特定製品の所在（設置場所等）

### フロン類の引渡しを委託する場合

この場合、廃棄等実施者は、引渡受託者（委託する業者）に必要事項を記載した「委託確認書」を交付します。  
 交付を受けた引渡受託者は、交付された「委託依頼書」に、回収業者の情報等必要事項を追記し、回収業者に対して回付します。  
 回付を受けた回収業者は、フロン類を回収した後、「委託確認書」の記載内容に加え、回収したフロン類の量等の必要事項を追記した「引取証明書」を引渡受託者に交付します。なお、その際、廃棄等実施者に対しては写しを送付します。

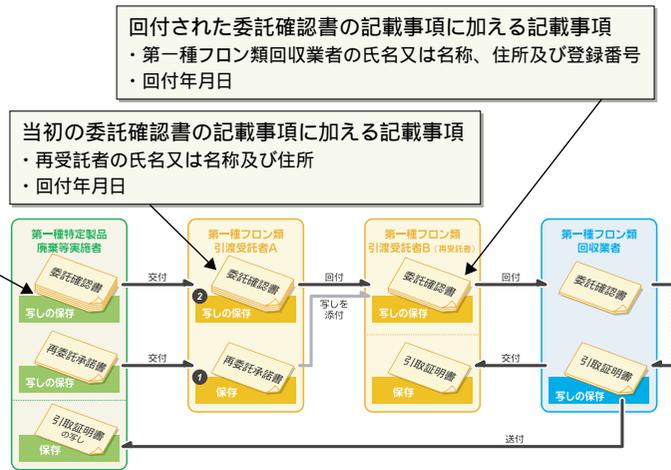


委託確認書の記載事項に加わる記載事項  
 ・引取証明書の交付年月日 ・引取りを終了した年月日  
 ・引取ったフロン類の種類ごとの量

記載事項  
 ・廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所  
 ・フロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数  
 ・引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所  
 ・委託確認書の交付年月日  
 ・フロン類が充填されている第一種特定製品の所在（設置場所等）

### フロン類の引渡しを再委託する場合

この場合、引渡受託者は、あらかじめ廃棄等実施者から承諾する旨の書面なければなりません。  
 そして、引渡受託者は、最初に交付を受けた「委託確認書」に必要事項を追記し、「再委託承諾書」の写しを添えて、再受託者に回付します。



当初の委託確認書の記載事項に加える記載事項  
 ・再受託者の氏名又は名称及び住所  
 ・回付年月日

回付された委託確認書の記載事項に加える記載事項  
 ・第一種フロン類回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号  
 ・回付年月日

記載事項  
 ・廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所  
 ・委託した第一種特定製品の種類及び数  
 ・フロン類が充填されている第一種特定製品の所在（設置場所等）  
 ・受託者（元請）の氏名又は名称及び住所  
 ・承諾した年月日  
 ・再受託者の氏名又は名称及び住所

# 行程管理票について

新たに導入された行程管理制度では、「回収依頼書」「引取証明書」「委託確認書」「再委託承諾書」といった行程管理票が使用されることとなります。

ただし、それらの管理票については、記載項目等は改正法で定められていますが、具体的な様式については定められていません。

現在、いくつかの団体が標準的な様式を作成しているようですが、ここでは「フロン回収推進産業協議会(INFREP)」(以下「INFREP」)が作成・販売している様式を例にあげ、実際にどういった様式及び手順で行程管理票が使用されるのかを紹介いたします。

## 様式の種類

今回導入された行程管理制度では、最初に廃棄者(ユーザー等)が必要事項を記載した回収依頼書又は委託確認書をフロン回収業者又は委託業者に交付しますが、それ以降は、その内容にそれぞれの行程で必要な情報を追記していく形になっています。

また、各書類を交付(又は回付)した者は、その書類の写しを保管しなければならぬことにもなっています。そのため、INFREPの作成している様式は、

- ・様式のフォームを基本的に1つに統一し、必要な項目部分のみを利用する
- ・複写方式
- ・複写方式

として用途に応じて利用できるように、

- ・直接引渡用(3枚複写式)
- ・(廃棄者がフロン類を直接回収業者へ引き渡す場合に使用)

- ・1次委託専用(5枚複写式)
- (フロン類を委託してフロン回収業者へ引き渡す場合に使用)
- ・汎用版(6枚複写式)
- (直接依頼と委託の兼用)

といった3種類の様式集を作成・販売しています。

## 様式の入手方法

これらの様式については、全国各地のINFREPと販売契約を結んでいる団体等で購入することができます。

現在、近畿圏内での入所先は次のとおりとなっています。

## INFREP が作成販売している様式(基本フォーム)

[近畿府県での入手先]

三重県	(社)三重県管工事工業協会	059-2228-6130
	三重県解体工業協同組合	0593-52-8246
京都府	京都府解体工業協同組合	075-803-6030
	京都府建設業協会	075-231-4161
大阪府	近畿冷凍空調工業会	06-6251-1669
	大阪建物解体工業協同組合	06-6766-5010
	大阪府庁本館1階売店	
兵庫県	兵庫県解体工業協会	079-2223-8686
奈良県	奈良県解体工業協会	0744-32-5767
和歌山県	和歌山県冷凍空調設備協会	073-431-0617
鳥取県	鳥取県冷凍空調工業会	0857-53-5521
	鳥取県解体工業協同組合	0857-38-8571
岡山県	(社)岡山県冷凍空調協会	086-270-6778
	岡山県建造物解体工業協会	0868-32-0510

(平成19年10月時点)

詳細については、INFREPホームページ又はINFREP事務局にお問い合わせ下さい。

## 「お問い合わせ先」

有責任中間法人

フロン回収推進産業協議会(INFREP)

TEL 06(50842)26880

FAX 06(50806)76003

URL <http://www.infrep.jp>

INFREPでは、このほか「設置機器事前確認書」の様式や、普及啓発用のシールの販売等も行っていきます。

# フロン類を委託してフロン回収業者へ引き渡す場合の記載例

## (1) 廃棄等実施者(ユーザー等)

〔委託確認書〕を引渡受託者(受託業者)へ交付  
 (甲)欄と(丁)欄の青い字で記入している部分に記入します。

## (2) 引渡受託者(受託業者)

に必要事項(回収業者情報等)を追記した〔委託確認書〕をフロン回収業者へ回付  
 (乙)欄と(丁)欄の茶色の字で記入している部分に記入します。  
 で記入された青い字の部分は複写されています。

## (3) フロン回収業者

に必要事項(回収量等)を追記した〔引取証明書〕を引渡受託者へ交付(廃棄等実施者には写しを送付)  
 (丁)欄及び「回収量等」欄の紫の字で記入している部分に記入します。  
 (「回収冷媒等」欄以下の欄の紫の字で記入している部分は、帳簿の代わりに記録する場合のみ使用)  
 で記入された青い字の部分及び で記入された茶色の字の部分は複写されています。

The diagram illustrates the '委託確認書' (Entrusted Confirmation Sheet) form, which is used for entrusting the recycling of refrigerants. The form is divided into several sections, each with specific instructions for who should fill it out and what information to provide.

- (甲) 廃棄等実施者(ユーザー等):** This section is filled out by the user. It includes fields for the entruster's name (e.g., 青空ビル1階), address (e.g., 〇〇県青空市元町3-4-5), and contact information (e.g., 佐藤 二郎, 田中 三郎).
- (乙) 引渡受託者(受託業者):** This section is filled out by the entrusted party. It includes fields for the entrusted party's name (e.g., 再生建設(株)), address (e.g., 〇〇県再生市下町2-1-1), and contact information (e.g., 山本 四郎, 渡辺 五郎).
- (丙) 引取業者:** This section is filled out by the recycling company. It includes fields for the recycling company's name (e.g., 冷媒回収設備(株)), address (e.g., 〇〇県回収市本町2-2-2), and contact information (e.g., 小林 七郎, 中村 八郎).
- (丁) 回収量等:** This section is filled out by the recycling company. It includes a table for recording the quantity of refrigerants (CFC, HCFC, HFC) and the date of recycling (e.g., 2007年11月20日).

The diagram also includes a table for recording the quantity of refrigerants (回収量等) and a table for recording the recycling method (回収方法).

回収量等	CFC		HCFC		HFC		計
	kg	缶	kg	缶	kg	缶	
回収冷媒等	10	300	50	60	10	300	
回収冷媒等	10	300	50	60	50	60	360

# フロン回収破壊法に基づく 平成18年度のフロン類の破壊量の 集計結果について

平成19年6月28日に経済産業省及び環境省から  
平成18年度のフロン類の破壊量の集計結果について、  
報道発表がありました。内容は次のとおりです。

## 概要

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収・破壊法」という。)に基づき、フロン類破壊業者から平成18年度分のフロン類の破壊量等が報告されました。

これを取りまとめたところ、平成18年度のフロン類の破壊量は約3,183トンであり、平成17年度の破壊量と比較して約14%の増加となっております。

## 本文

### 1 破壊量等の集計結果

フロン回収・破壊法に基づきフロン類破壊業者から報告のあった平成18年度におけるフロン類の破壊量は約3,183トンであり、平成17年度の破壊量と比較して約14%の増加となりました。フロン類の種類別に見ると、CFC(クロロフルオロカーボン)が約590トン、HFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)

平成18年度フロン類破壊量等の報告集計結果

(単位 k g)

		CFC	HCFC	HFC	合計
引取量	年度当初の保管量	10,529	34,325	4,805	49,659
	第1種(業務用冷凍空調機器)	337,005	1,839,739	252,762	2,429,506
	第2種(カーエアコン)	252,226		519,926	772,152
合計		589,232	1,839,739	772,687	3,201,658
破壊した量		589,699	1,821,499	771,996	3,183,193
年度末の保管量		10,062	52,565	5,496	68,123

が約1,821トン、HFC(ハイドロフルオロカーボン)が約772トンであり、全ての種類において破壊量は前年度より増加しています。

### 2 特定製品別の引取量

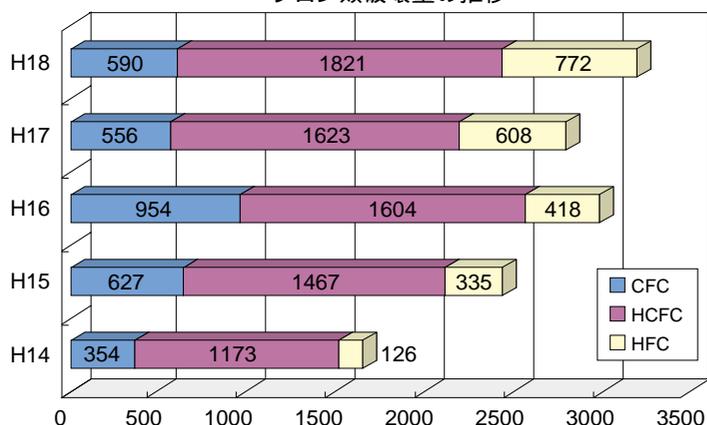
フロン類破壊業者に引き取られたフロン類の量をフロン回収・破壊法による特定製品別に見ると、第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)から回収したフロン類は約2,430トンで平成17年度に比べて約15%の増加となりました。第二種特定製品(カーエアコン)から回収したフロン類は約772トンで平成17年度と比べて約11%の増加となりました。

カーエアコンからの冷媒フロン類の回収は、平成17年1月から「使用済自動車のリソース化等に関する法律」に基づいて実施されています。

### (参考)

平成14年より施行されたフロン回収・破壊法に基づき、第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)と第二種特定製品(カーエアコン)について、機器の廃棄時のフロン類の回収・破壊が義務付けられています。第二種特定製品(カーエアコン)については、平成17年1月1日に使用済自動車のリソース化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)が本格施行されたことから、この日以降に引取業者に引き渡された使用済自動車に搭載されていたものについては自動車リサイクル法に基づいて

フロン類破壊量の推移



冷媒フロン類の回収が行われていますが、自動車リサイクル法に基づいて回収された冷媒フロン類を含め、破壊はフロン回収・破壊法に基づきフロン類破壊業者によって行われています。

フロン回収・破壊法においては、フロン類破壊業者は毎年度、年度終了後45日以内に、前年度に破壊した量等を主務大臣に報告しなければならないとされており(第34条第3項)、また、主務大臣は、この報告等に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表するものとされています(第46条)。

業務用空調機器ならびに業務用冷蔵・冷凍機器に係る  
機器の更新及び廃棄・建物解体改修工事における

## 「フロン回収に係る実態調査」 の結果がまとまりました



本協議会会員の皆さんにもご協力いただき、本年2月にアンケート形式で実施させていただきました「フロン回収に係る実態調査」の結果がまとまりましたので、その概要について報告させていただきます。

### 調査目的

オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロンを大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、機器の廃棄時における適正な回収及び破壊処理の実施等を義務づけた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が平成14年4月1日に施行されています。

しかしながら業務用冷凍空調機器からのフロン回収については、回収率が3割程度と低い水準で推移しており、さらなる回収

向上を図るため、平成19年10月1日から行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収の義務付け、建物解体時の対象機器の有無の確認やリサイクル時のフロン回収の義務付けなどを盛り込んだ改正フロン法が施行されることになりました。

今回の調査では、兵庫県内における「業務用空調機器」「業務用冷蔵・冷凍機器」に含まれるフロンを廃棄等の過程で回収し、回収フロンの確な処理を推進するために『制度面の抜本的見直しを含めた回収率向上対策』を検討するための参考資料の収集を目的としてアンケート調査を実施しました。

### 調査概要

(調査方法) 郵送調査法

(調査期間)

2007年2月13日水～2月28日水

(調査対象者)

「業務用空調機器」

機器廃棄者(ユザー)、取引・処理業者、建設解体業者 等

「業務用冷蔵・冷凍機器」

機器廃棄者(ユザー)、設置業者 等

(調査対象)

以下の団体に加盟する1005社

(うち空調939社、冷蔵99社)

- ・兵庫県フロン回収・処理推進協議会
- ・兵庫県冷凍設備保安協会
- ・兵庫県冷凍空調工業会
- ・兵庫県電機商業組合
- ・兵庫県冷蔵倉庫協会
- ・兵庫県産業廃棄物協会
- ・兵庫県解体工事協会
- ・兵庫県建設業協会

### 調査結果概要

#### 【業務用空調機器】

(全体傾向)

8割を超える事業者においては「フロン回収破壊法」が認知されていますが、業種別では建物解体業者・機器廃棄者においては認知度が低い傾向にあります。

業務用空調機器のフロン回収については、建設解体やリフォーム・機器更新の際に発生しますが、建物解体業者がフロン回収業務を廃棄者が請け負うケースは回収実績のある事業所全体の3.2%に止まっており、約8割の事業者は、「廃棄者が直接フロン回収業者と契約」していることが分かりました。

そして、回収時の処理確認方法については、「処理確認をしていない」とする事業者は全体の1割に止まっており、約7割の事業者は、「回収業者からの管理表の提出」もしくは「回収業者からの報告」に基づき確認が行われています。

他方、法の施行後、回収実績のない事業者においては、その約2割の事業者が「フロン回収を機器撤去依頼先に任せている」としており、さらにそのうちの約4割に相当する事業者は、「回収の確認をしていない」という状況にあり、これらの事業者（これから回収作業が発生する可能性が高い事業者）に対する法律に基づく適切なフロン回収の実践・指導が必要であると言えます。

(集計項目別傾向)

(1) 回答企業421社(回答率44.8%)

・「フロン回収破壊法」の認知度

・8割を超える事業者が「知っている」という状況にあるが、建物解体業者、

機器廃棄者において本法律の認知度が低い。

(2) フロン充填量の把握

・フロン充填量の把握状況は、「把握している」が47.3%という状況。

・業種別では、機器廃棄者(45.5%)、建物解体業者(36.4%)、建設業者(11.1%)が低い。

(3) フロン回収実績の有無について「フロン回収破壊法」の施行(2002年4月1日)以降

・「行ったことがある」が52.5%(221社)、「行ったことがない」が41.8%(176社)という状況。

(4) フロン回収事業者との契約形態

・機器廃棄者(ユザー)が76.0%、販売店・工業者10.4%という順に多い。

・「特命随意契約」の場合の条件明示とフロン回収費用は、「回収費用を見込んだ工事の受注・発注」(70.1%)、「回収費用は清算として受注・発注」(10.4%)という順に多い。

(5) フロン回収時の処理確認

・フロン回収時の処理確認の方法は、「回収事業者がフロン処理の管理表を提示し、適正処理を確認している」(33.9%)、「回収事業者からの報告に基づき確認している」(34.8%)、「発注者がフロン回収時に立ち回り、回収を確認している」(14.5%)という内訳。

・特別確認はしていない」と回答のあった事業者は全体の約1割に止まっている。

(6) 事業所毎の回収率

・各事業所におけるフロンの回収率については、90%以上)64.7%、75%

90%)12.2%、50～75%)6.3%

という順に多い。

・90%以上の回収率」と回答した事業者は、「建物解体業者の80.0%」「機器廃棄業者の70.9%」「販売・工事業者の61.1%」に相当する事業者が該当。

(7)回収実績のない事業所  
 ・フロン回収の実績がない事業者(176社) 回答事業所の41.8%(23.0%)  
 (40社)が「フロン回収は機器撤去依頼先に任せよう」。

・上記の40社の37.5%に相当する事業者は「フロン回収時に「特別処理確認はしていない」。

(8)今後のフロン排出抑制に係る取組み  
 ・「廃棄案件が発生した場合の都度回収事業者への依頼」が69.3%と最も多く、以下「フロン回収伝票などによる管理」(29.1%)、「業務要領による管理」(23.4%)、「施工計画時のフロン回収計画の作成」(11.7%)の順となっている。

【業務用冷蔵・冷凍機器】  
 (全体傾向)  
 ・8割を超える事業者においては、「フロン回収破壊法」が認知されており、業種別の認知度の差異は殆んどありません。

業務用冷蔵・冷凍機器のフロン回収については、主にリフォーム・機器更新の際に発生しますが、販売・設備工事業者や機器製造業者がフロン回収業務を廃棄者が請け負うケースは回収実績のある事業所全体の15.0%あり、残りの約8割の事業者は「廃棄業者が直接フロン回収業者と契約している」ことが分かりました。

そして、回収時の処理確認方法については、「処理確認をしていない」とする事業者は全体の1割に止まっており、約8割の事業者は、「回収業者からの管理表の提出

もしくは「回収業者からの報告」や「回収時の立ち会い」などによって確認が行われています。

他方、法の施行後、回収実績のない事業者においては、その約2割の事業者が「フロン回収を機器撤去依頼先に任せている」としており、さらにそのうちの約4割に相当する事業者は、「回収の確認をしていない」という状況にあり、これらの事業者(これから回収作業が発生する可能性が高い事業者)に対する法律に基づく適切なフロン回収の実践・指導が必要であると言えます。

(集計項目別傾向)  
 (回答企業341社)回答率37.5%  
 (1)「フロン回収破壊法」の認知度

・8割を超える事業者が「知っている」という状況にあるが、機器廃棄業者、販売・工事業者において本法律の認知度が低い。  
 (2)フロン充填量の把握  
 ・フロン充填量の把握状況は「把握している」が45.5%という状況。

・業種別では、機器廃棄業者(44.8%)が最も低い。  
 (3)フロン回収実績の有無について(「フロン回収破壊法」の施行(2002年4月1日)以降)  
 ・「行ったことがある」が44.9%(153社)、「行っていない」が47.2%(160社)という状況。

(4)フロン回収事業者との契約形態  
 ・機器廃棄業者(クーザー)が79.7%、販売店・工事業者12.4%という順に多い。  
 ・「特命契約」の場合の条件明示とフロン回収費用は、「回収費用を見込んだ工事の受注・発注」(68.0%)、「回収費用

は清算として受注・発注」(12.4%)という順に多い。

(5)フロン回収時の処理確認  
 ・フロン回収時の処理確認の方法は、「回収事業者がフロン処理の管理表を提示し、適正処理を確認している」(23.5%)、「回収事業者からの報告に基づき確認している」(36.6%)、「発注者がフロン回収時に立ち会い、回収を確認している」(17.0%)という内訳。  
 ・「特別確認はしていない」と回答のあった事業者は全体の約1割に止まっている。

(6)事業所毎の回収率  
 ・各事業所におけるフロンの回収率については、90%以上(62.7%)、75~90%(7.8%)、50~75%(5.9%)という順に多い。

・90%以上の回収率」と回答した事業者のうち、「冷媒回収・処理業者」の回収率が最も高い。

(7)回収実績のない事業所  
 ・フロン回収の実績がない事業者(160社) 回答事業所の47.2%(15.6%)  
 (29社)が「フロン回収は機器撤去依頼先に任せている」。

上記の29社の44.8%に相当する事業者は、「フロン回収時に「特別処理確認はしていない」。

(8)今後のフロン排出抑制に係る取組み  
 ・「廃棄案件が発生した場合の都度回収事業者への依頼」が71.3%と最も多く、以下「フロン回収伝票などによる管理」(23.4%)、「業務要領による管理」(22.7%)、「施工計画時のフロン回収計画の作成」(9.8%)の順となっている。

(総括)空調機器・冷蔵・冷凍機器の回答比較

設問	業務用空調機器	業務用冷蔵・冷凍機器
基本情報	対象事業者数:939社 回答事業者数:421社(回答率44.8%)	対象事業者数:909社 回答事業者数:341社(回答率37.5%)
(1)「フロン回収破壊法」の認知度	認知度:83.6% 建物解体業者、機器廃棄業者の認知度が低い	認知度:79.5% 販売・工事業者、機器廃棄業者の認知度が低い
(2)フロン充填量の把握	把握率:47.3% 機器廃棄業者、建物解体業者、建設業者の把握率が低い	把握率:45.5% 機器廃棄業者の把握率が低い
(3)フロン回収実績	2002年4月1日以降 実施率:52.5%	2002年4月1日以降 実施率:44.9%
(4)フロン回収事業者との契約形態	機器廃棄業者、販売店・工事業者が直接契約を交わすケースが多い(計86.4%) 特命契約の場合、回収費用を見込んだ工事の受注・発注が最も多い	機器廃棄業者、販売店・工事業者が直接契約を交わすケースが多い(計92.1%) 特命契約の場合、回収費用を見込んだ工事の受注・発注が最も多い
(5)フロン回収時の処理確認	回収事業者からの報告に基づき確認している(34.8%)が最も多い	回収事業者からの報告に基づき確認している(36.6%)が最も多い
(6)事業所毎の回収率	90%以上の回収率の事業者は全体の64.7% 建物解体業者、機器廃棄業者、販売・工事業者の60~80%に相当する事業者が該当	90%以上の回収率の事業者は全体の62.7% 冷媒回収・処理業者の回収率が最も高い
(7)回収実績のない事業所の現況	フロン回収を機器撤去依頼先に任せている事業者が23.0%(40/176社)	フロン回収を機器撤去依頼先に任せている事業者が15.6%(25/160社)
(8)今後のフロン排出抑制に係る取組み	「廃棄案件が発生した場合の都度回収事業者への依頼」が69.3%と最も多い	「廃棄案件が発生した場合の都度回収事業者への依頼」が71.3%と最も多い

## 第一種フロン類回収業者の皆さんへ

### 更新手続きお済みでしょうか？

第一種フロン回収業者登録の有効期限は5年間です。

登録時の通知書に記載されている満了日までに登録更新手続きをお忘れにならないように注意ください。

なお更新申請は、登録が満了する日の3ヶ月前から受付をしています。

#### 更新申請先

初めに登録申請を行った県民局環境課で更新申請を行ってください。

#### 更新手数料

4000円分の兵庫県収入証紙

#### 登録通知

登録更新通知書の配達記録郵便を希望される方は、申請時に宛先を記載した封筒及び郵便切手を「持参下さい」。

#### その他

申請書類一式は、ホームページからダウンロードできます。  
(<http://sinsei.pref.hyogo.jp/download/form.php?ID=1504>)

トライアングルの内容を充実させるため、会員の皆さん方からの情報等をお待ちしています！

## フロン類回収量等に関する

### 報告書の様式が替わりました！

「改正フロン回収・破壊法」が平成19年10月1日に施行されたことに伴い、「第一種フロン類回収業者のフロン回収量等に関する報告書」(様式第3 第11条関係)の様式が替わりました。

今回変更となった内容については、

整備時のフロン回収についても報告義務が課されたことに伴い、回収量等を「整備」と「廃棄等」に分けて報告することとなったこと

旧様式の分類にあった「フロン類の重点量が50kg以上の第一種特定製品」が新様式では無くなっています。

なお、今回、法改正が年度途中で行われたことから、平成20年度当初に行う平成19年度分の報告については、新旧2種類の様式に分けて報告することになりますので注意下さい。

改正前 平成19年4月1日～平成19年9月30日の量 旧様式  
改正後 平成19年10月1日～平成20年3月31日の量 新様式  
新旧報告様式(及び記載例)については、ホームページからダウンロードできます。  
(<http://sinsei.pref.hyogo.jp/download/form.php?ID=1507>)

#### (問い合わせ先)

兵庫県健康生活部環境管理局大気課  
大気環境係  
Tel. 078(341)771(内線3369)

## 平成19年度通常総会の開催について

平成19年度通常総会を次のとおり開催しましたの報告します。

- (1) 日時 平成19年6月29日(金)  
13時30分～15時50分  
会場 神戸市教育会館 大ホール  
出席者数

出席 51 会員(実人員 64 人)  
委任 199 会員  
計 250 会員

規約上必要な定足数 205 / 総会員数 410 の過半数以上)を満了す。

- (4) 議事  
全て原案のとおり認証されました。

平成18年度事業報告並びに収支決算  
平成19年度事業計画並びに収支予算  
役員の変更に関する件

- (5) 特別講演

「改正フロン回収・破壊法の施行に向けて」  
コーディネーター

西園 大実氏(群馬大学准教授)

パネリスト

柳田 貴広氏

(環境省ロケット対策推進室広域大気専門官)

篠崎 信一郎氏

(近畿冷凍空調工業会フロン問題検討委員会委員)

ノダキ工業株式会社(本社企画部)

笠西 道夫氏

(兵庫県冷凍空調設備工業会会長/甲南冷機株式会社代表取締役社長)

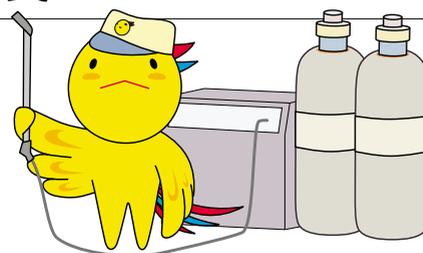
上村 茂弘氏

(フロン回収推進産業協議会専務理事)

## トライアングル (2007.11) 第41号 ~ 県民・事業者・行政が一体となって ~

### みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%



発行：兵庫県フロン回収・処理推進協議会

Hyogo Association for Recycling and Destruction Of CFC's (HARDOC)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 (兵庫県庁大気課内)

TEL . 078-362-3285 / FAX . 078-362-3966

URL . <http://www.hardoc.org>

